

平成24年度 事業計画

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

1 活動の基本方針

公益社団法人として初年度の平成24年度は、法人会の基本方針「法人会は、健全な納税者団体として税知識の普及に努めるとともに、あわせてよき法人企業の団体としての活動を通じて、適正な申告納税制度の確立と納税意識の高揚を図り、もって税務行政の円滑な執行に寄与し、企業経営と社会の健全な発展に貢献する。」に則り、法人会活動を展開する。

重点項目として、租税教育事業の更なる普及推進と委員会及び部会、支部が各事業に果敢に取り組む、活力ある法人会を目指す。

2 主な事業計画

(1) 税知識の普及を目的とする事業

決算法人研修会

当法人会管内の全法人を対象に、甘木税務署の法人課税部門の担当官を講師に迎え、適正な税務申告を促すことを目的に、3ヶ月に1回開催する。

青年部会税務研修会

会員以外からもホームページを利用して参加者を募り、甘木税務署の法人課税部門の担当官及び税理士を講師に迎え、青年経営者に税知識を普及することにより、納税に関する理解を深めることを目的に、開催する。

また、女性部会も女性のニーズに合った研修会を開催する。

支部税務研修会

支部において適宜税に関する研修会を開催する。ホームページや有線放送等を利用し参加者を募り、対話形式による税知識の普及を図ることを目的に実施する。

女性部会における研修会

本年度も女性部会の総会当日研修会を開催する。また、別の機会をとらえ女性のニーズに合った研修会を開催する。

その他の税務に関する研修会

法人税に限らず幅広い税知識の普及を図ることを目的に、時のトピックをテーマに研修会を開催する。

租税教室

将来社会を担っていく世代に税知識を普及することを目的に、朝倉市

郡内の小学校の6年生を対象に、学級単位及び学年単位で開催する。講師は、全法連主催で毎年開催される「全国青年の集い」や「全国女性フォーラム」に参加し、講師としてのスキルアップや租税教室の充実を習得した青年部会及び女性部会の会員が務める。

また、小学校の学童保育の児童を対象に、低学年の頃から税に馴染んでもらうことを目的に、女性部会が紙芝居を使い租税教室を開催する。

(2) 納税意識の高揚を目的とする事業

「税に関する絵はがきコンクール」の実施

幼少時より税に対する意識を高めることを目的に、9月と1月に「税に関する絵はがき」を朝倉市郡内の小学6年生より募集する。当事業は、租税教室で学んだことを明確にすることができ、また美術の面でも貢献している。

応募のあった作品は、専門家による公平な審査を経て優秀作品を決定する。

その後、甘木税務署や市内の大型量販店に掲示をおこない、また広報誌に掲載し、広く一般に公開する。

なお、当事業は、本年度より国税庁の後援をいただき実施することになった。

「税に関する作文」の表彰

国税庁等が次代を担う中・高生を対象に、税に関する作文を募集しており、中学生及び高校生の応募作品の中からそれぞれ1点ずつ表彰し、税知識の高揚に努める。

税に関する冊子の配布

本年度も全法連が作成した税に関する冊子本を、納税の意識付けを目的に、新しく社会人となる管内の公立高校3校の卒業予定者及び自動車学校の生徒に配布する。

会報及びホームページによる税情報の提供

会員企業はもとより一般の方にも有益な税知識を提供し、税務に対する意識を向上させることを目的に会報を編集し広く配布するほか、ホームページに税情報を掲載する。

3 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

(1) 税制改正に関するアンケートの実施

全会員を対象に「税制改正要望に関するアンケート」を実施する。その結果を全法連に送付し、とりまとめ及び集計がおこなわれ、全国大会において「税制改正に関する提言」としてまとめられる。

その後、全法連では要望事項の実現を目指して、政府及び関係官庁に

対し要望活動をおこなう。

当法人会でも、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合理事長及び議長に要望事項を取りまとめた文書を面会した上で手渡し、要望活動を行う。

4 地域企業の健全な発展に貢献することを目的とする事業

(1) 経営無料法律相談

地域の中小企業の健全な経営に資することを目的として、経営に関する問題を弁護士に相談する場を無料で提供する。

(2) 経営支援セミナー

経営全般や労務を中心に健全な企業経営に貢献することを目的に、青年部会及び女性部会と合同により開催する。参加者は市町村の広報誌及びホームページを利用して募集をおこなう。

(3) 支部研修会

支部において、世界や国内の経済動向等をいち早く知り、経営に活かすために経済講演会や経営全般等に係るセミナーを適宜開催する。

5 地域社会への貢献を目的とする事業

(1) 地域社会への貢献を目的とする事業

地域活性化のための講演会の開催

地域活性化のために地域おこし及び地域活性化のための講演会を開催する。

地域イベントへの協力

地域独自のイベント事業に共催し、公の機関との連携により行事を盛り上げる。

(2) 地域社会へ配布・贈呈をおこなう事業

「飛び出し注意」人形看板の寄贈

本年度で3年目となる当事業は、管内の交通安全の徹底と児童の安全に資することを目的に、朝倉警察署及びPTAのご協力をいただき交差点など危険個所に設置する。

防犯ブザー贈呈事業

安全・安心な地域づくりと児童の安全を守ることを目的に、管内の小学校に入学するすべての新1年生に防犯ブザーを贈呈する。

花のプランター配布事業

支部が中心となり街の美観を保つために、バス停や幼稚園・保育園・交番など公共性のある場所に花のプランターを配付する。

バレーボールの寄贈

青少年の健全育成を目的として、「朝倉市小学生バレーボール大会」に参加した全チームに甘木朝倉法人会名を記したバレーボールを贈呈する。

本棚及び図書の寄贈

青少年の健全育成を願い、十文字支部管内の小学校及び中学校に本棚及び図書を贈呈する。

「緑のカーテン」用品の寄贈

CO2削減及び節電への取組みの一環として、管内小学校に「緑のカーテン」作りのための苗及びネット等の用品を贈る。

6 会員の交流を図るための事業

(1) 支部における会員交流会

各支部において、会員同士の交流や情報交換を目的として、賀詞交換会及び会員交流会を開催する。青年部会及び女性部会においても、会員交流会を開催する。

7 会員の福利厚生のための事業

(1) 経営者大型保障制度の普及推進

会員企業の福利厚生制度の充実と経営安定化のために、公益財団法人全国法人会総連合の制度である経営者大型保障制度及びビジネスガード制度、がん保険制度の普及推進を図る。合わせて、福岡県連の貸倒保障制度の普及推進も図る。

また、経営者の健康管理のために人間ドック健診を推進し、その費用の一部を助成する。

(2) 会員向け貸付制度

福岡銀行及び西日本シティ銀行、筑邦銀行と提携し、会員向けの優遇利率での貸付制度を本年度も設ける。

8 その他この法人の目的達成に必要な事業

(1) 会員の拡大

組織の健全な維持と財政基盤の再構築を図るために、会員増強運動期間を設けて、組織委員会及び支部が連携し強力で推進する。